

学校事務改善検討委員会設置要綱

(設置)

第1 本県教育行政を取り巻く環境が著しく変化する中で、小中学校における学校事務についても、時代に見合った機能的かつ効率的な執行体制とすることが求められていることから、望ましい学校事務及び教育事務所のあり方等について、学校の実態を踏まえた協議・検討を行うため、「学校事務改善検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 小中学校における学校事務の実態分析に関すること。
- (2) 小中学校の学校事務の改善と効率化に関すること。
- (3) 小中学校の学校事務のあり方に関すること。
- (4) 教育事務所のあり方に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

2 委員長は、検討委員会の事務を総括し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4 検討委員会に、第2の所掌事務について調査・検討させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、座長及び委員をもって構成し、座長は仙台教育事務所の総務班長の職にある者を充て、委員は教育事務所等関係機関からの推薦を得て、教育庁総務課長が指名する者を充てる。

(会議)

第5 検討委員会の会議は委員長が、ワーキンググループの会議は座長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長及び座長は、必要に応じてそれぞれの会議に構成員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 検討委員会の庶務は、教育庁総務課において処理する。

2 ワーキンググループの庶務は、仙台教育事務所において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及びワーキンググループの運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

「学校事務改善検討委員会」の設置について

【設置の背景】

- 市町村合併の進展等により本県教育行政を取り巻く環境も変化してきている。
- 環境変化に対応して教育事務所のあり方も見直していかなければならない。
- 教育事務所のあり方は、現場の小中学校の学校事務のあり方とも密接不可分の関係にある。

※【教育事務所のあり方について】

- ◎ 教育事務所のあり方を検討する際には、
- ① 県と市町村教委の役割分担
  - ② 本庁と教育事務所の役割分担
  - ③ 知事部局の地方機関再編との整合性
  - ④ 県費負担教職員の給与・旅費事務等の更なる効率化を検討していかなければならない。

【設置の趣旨】

- 現場の実態を踏まえて、以下の事項を協議・検討する。
- ① 小中学校の学校事務の改善と効率化（短期的対応）
  - ② 小中学校の学校事務のあり方（長期的対応）
  - ③ 教育事務所のあり方（現場から見た短期・長期の望ましい教育事務所のあり方）

【組織】

【検討委員会】

- ◆ ワーキンググループでの検討結果を踏まえて、今後の学校事務の制度的な改善方針等を検討し、今後の教育事務所のあり方にも反映させる。
- ◆ 委員構成  
 委員長：総務課長 副委員長：総務課長補佐（総括担当）  
 委員：総務課、教職員課、義務教育課、仙台教育事務所の総括担当補佐（次長）及び関係班長  
 庶務：総務課職員人事班  
 ※ 今後、必要に応じ、学校事務職員協会役員等の参加も得る。

【ワーキンググループ】

- ◆ 業務実態を踏まえた以下の事項の協議・検討
  - ・ 小中学校の学校事務の改善と効率化に関すること。
  - ・ 小中学校の学校事務のあり方に関すること。
  - ・ 教育事務所のあり方に関することなど。
- ◆ 委員構成  
 座長：仙台教育事務所総務班長  
 委員：委員長（総務課長）の指名する者  
 ※ 教育事務所の総務・経理・学事担当 各2名  
 ※ 小学校事務職員7～8名（内女性2名）  
 中学校事務職員7～8名（内女性2名）  
 庶務：仙台教育事務所総務班  
 オブザーバー：総務課職員人事班、教職員課給与班  
 ※ 今後、必要に応じ、市町村教委の参加も得る。

【検討スケジュール】

